

答 申 第 1 1 6 号
令和 8 年 7 月 29 日

青森県知事 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会
会 長 熨斗 佑城

個人情報の保護に関する法律第105条第3項の規定により読み替えて準用する
同条第1項の規定による諮問について（答申）

令和7年12月3日付け青市町村第797号による下記の諮問について、別紙のとおり答申
します。

記

知事保存本人確認情報の提供等についての不開示決定処分に対する審査請求についての
諮問

答 申

第 1 審査会の結論

青森県知事（以下「実施機関」という。）が、開示請求のあった保有個人情報について、補正を求めても期日までに補正がなかったとして不開示とした決定は、妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 保有個人情報開示請求

審査請求人は、令和 7 年 7 月 2 日、実施機関に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第76条第 1 項の規定により、次の保有個人情報について、法定代理人として保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(1) 青森県知事保存本人確認情報の提供又は利用の状況

〇〇（生年月日 平成〇年〇月〇日）

(2) 青森県知事保存本人確認情報（住所以外）の提供又は利用の状況

〇〇（生年月日 平成〇年〇月〇日）

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対し、令和 7 年 8 月 20 日付け青市町村第372号で求めた補正に対し、当該期日までに補正がなかったとして、法第82条第 2 項の規定に基づく不開示決定（以下「本件処分」という。）をし、令和 7 年 9 月 16 日、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和 7 年 10 月 14 日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し、審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分取消しと開示の義務付けを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によると、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

審査請求人は、本件開示請求に関して必要な補正を適正に行っており、本件処分は、情報公開・個人情報保護制度における「原則開示」の原則に反し、不開示を正当化する特別な法的根拠の具体的立証を欠くものであって、違法である。また、実施機関は形式的理由のみで不開示としたが、審査請求人は開示に必要な情報を既に提示しており、実施機関は合理的な確認義務を尽くしておらず、違法である。

(2) 反論書

ア 反論の趣旨について

弁明書において「以下により、本件審査請求は、棄却されることが適当と考える。」とする点について、これを争う。

(ア) 差止め訴訟との関係について

本件審査請求は、差止め訴訟（〇〇地方裁判所令和〇年（〇〇）第〇号差止め請求事件）においても、争点となっている処分及びこれに関連する審査請求、裁決に関するものである。当該訴訟が係属中である以上、本件については、少なくとも訴訟における判断との整合性を十分に踏まえ、慎重な審理の上で判断されるべきであり、漫然と棄却を前提とする弁明は相当でない。

(イ) 補正と期日（「当該期日までに補正がなかった」との点）について

弁明書において、本件処分の理由として、令和7年8月20日付け青市町村第372号で、実施機関が求めた補正に対し「当該期日までに補正がなかったため」とされている。しかし、審査請求人は、既に補正を行っている旨を主張しているところであり、上記の弁明は事実認定としても争う。

また、仮に実施機関が「当該期日までに」という期限徒過を理由として不利

益な取扱いをする趣旨であるとしても、当該期限が法令上の不変期間等として明確に位置付けられていない限り、提出された補正の内容を実質的に審理せずに排斥することは相当ではない。権利救済の観点からも、補正の趣旨、内容及び本人特定の可能性を踏まえ、実質審理を尽くすべきである。

(ウ) 本件審査請求の実質的争点について

以上を踏まえると、本件審査請求の実質的争点は、裁決時点までに、実施機関が求める補正が法的根拠に照らして適法、相当な内容か（本人特定の要件と補正要求の範囲）、本人特定が可能であるにもかかわらず本件処分とした判断が適法か、代替方法を含めた本人特定の手段がある場合に、審査請求人による継続的な補正、協力をどこまで考慮すべきか、にある。

(エ) 実施機関が求めた補正（本人特定要件）について

法が要請するのは、開示請求に係る「本人」を合理的に特定することであり、常に住所等の記載を求めなければ本人特定ができないというものではない。後述の代替方法を含め、本人特定ができない合理的理由は存在しない。

また、戸籍の附票に係る該当情報の提供が代替的方法として事務取扱要領上も認められていること、さらに判例においても代替方法の実施義務が明確に判示されていることを看過している。

実施機関が本件処分の適法性を主張するのであれば、少なくとも、①代替方法の実施に向け、合理的な努力を継続的に尽くしたこと、②その結果として、代替方法が合理的に存在しないこと、を実施機関自らが具体的に主張立証すべきである。

そもそも代替方法が法制度上認められている趣旨は、国民の権利利益の侵害を回避するためである。個人情報の開示が原則とされていることを踏まえても、本件処分は慎重になされるべきである。

(オ) 審査請求人の「既に提示している」との主張の趣旨について

弁明書において推察された「転学前住所」は参考情報にとどまるものであり、審査請求人の主張の中心ではない。

審査請求人が「既に提示している」と述べている趣旨は、代替方法を通じて、正確な現在の住所等を既に提示しているという点にある。

実施機関が、現時点でなお審査請求人の現在の住所等を把握できていないのであれば、それは審査請求人の不備ではなく、実施機関における代替方法の履行、確認手続に瑕疵があることを示すものである。

また、弁明書において「開示請求に必要な資料の調製（戸籍の附票の用意）は開示請求人が行うべき」とされる点については、審査請求人において既に実施している。

その結果として、〇〇県〇〇市において、代替方法による住所等の提示に関する教示を受けており、これを受けて、実施機関に対し「〇〇県〇〇市へ照会されたい」旨を通知している。

(カ) 代替措置に関する補足情報（照会先）について

代替措置に関する〇〇県〇〇市の照会先は以下のとおりである。

〇〇市役所 市民課

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇

(キ) 青森県知事保存本人確認情報（住所以外）について

以上により、直ちに不開示とする理由は存在しない。

加えて、請求内容には「住所以外」の本人確認情報も含まれているところ、当該部分について不開示とする理由は存在しない。

(ク) 改正民法の趣旨について（予備的主張）

予備的に、令和8年4月1日施行予定の改正民法の趣旨（子の利益の重視）も踏まえると、本件において不開示とする合理的理由はない。

イ 本件審査請求の社会的意義

令和8年4月1日施行予定の改正民法の趣旨は、子の利益を重視する点にある。改正前の現行制度の下では、子の利益と行政処分が相反、矛盾する事例が生じ得た。

本件審査請求は、改正民法の趣旨を踏まえつつ、子の利益と行政実務（情報開示、本人特定手続）とを整合させる具体的事例を積み上げ、真に子の最善の利益を重視する社会の形成に資する社会的意義を有する。

ウ 結語

以上より、弁明書の主張は採用されるべきではなく、本件処分は取り消され、請求に係る情報について開示を命ずる旨の裁決が相当である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張する本件処分の理由は、弁明書によると、おおむね次のとおりである。

1 本件処分を行った経緯

(1) 審査請求人は、審査請求人の子2人の法定代理人として本件開示請求を行ったが、本件開示請求書には、本人（子2人）の「(現)住所」の記載がなかったことから、審査請求人に対して、当該箇所の記載と、それを確認できる書類の添付をするよう補正を求めた。（令和7年7月14日付け青市町村第290号。補正期限：当該補正を求める文書が審査請求人に到達してから21日以内。）

(2) 審査請求人からは、補正期限内の令和7年7月25日付けで補正の求めに対する回答文書が送付されたものの、その内容は、求めた「現住所」の代わりに「転学前住所」（旧住所と思われる。）が記載されていたのみで、適正に補正に応える

内容とはなっていなかったため、再度、上記(1)と同様の補正を求めた。(令和7年8月20日付け青市町村第372号。補正期限：当該補正を求める文書が審査請求人に到達してから21日以内。)

- (3) 上記(2)の補正の求めに対して、審査請求人から期限までに応答(回答)がなかったことから本件処分を行ったものである。

2 補正の求めの適正性等について

(1) 本人(子2人)の現住所を記載させること等について

ア まず、本人(子2人)の現住所を記載させることについては、青森県個人情報の保護に関する規則(令和5年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。)第1号様式において、未成年者の親権者等が、当該未成年者に係る保有個人情報の開示を県に請求する場合においても、本人(未成年者等)を厳密に特定するため、本人(未成年者等)の現住所を記載することとしているほか、同様の趣旨が、個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)(以下「事務対応ガイド」という。)においても記載されている。

イ 次に、「現住所」を確認できる書類を添付させることについては、審査請求人からの本件処分に係るものとは別の保有個人情報開示請求(令和7年4月30日付け)において、審査請求人は、国で策定している「住民基本台帳事務処理要領(昭和42年10月4日)」に基づく、いわゆる「DV支援措置」の加害者であるとされていることをうかがわせる記述及び審査請求人と本人(子2人)が同居していない(別居している)ことをうかがわせる記述をしていることから、これを踏まえて、審査請求人に対して、より厳密かつ慎重に審査請求人の子2人の現住所を確認する必要があると判断したものである。

ウ 以上のとおり、実施機関が審査請求人に対して行った補正の求めは、適正な措置であり、何ら違法又は不当な点はないものである。

(2) 審査請求人の「審査請求人は開示に必要な情報を既に提示している」との主張について

ア この点について、「既に提示している」というのは、「転学前住所」(旧住所と思われる。)を提示したことでと推察されるので、以下、この前提で記載する。

イ この点につき、審査請求人の主張は、氏名及び生年月日で該当者を検索(抽出)した上で、実施機関で戸籍の附票を取得し、その中に記載されている旧(過去の)住所履歴と照合すれば、本人(子2人)を特定できるであろうということ

にあると解される。

ウ しかし、そもそも、保有個人情報開示請求に必要な資料の調製（戸籍の附票の用意）は開示請求者（審査請求人）が行うべきものであるし、また、審査請求人の主張のように、戸籍の附票における旧（過去の）住所履歴と、「転学前住所」（旧住所と思われる。）を照合することについては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）上、実施機関が行うことができない事務であることから、失当と解さざるを得ないものである。

第5 審査会の判断

1 本件開示請求の対象となった保有個人情報について

本件開示請求の対象となった保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）は、次のとおりである。

(1) 青森県知事保存本人確認情報の提供又は利用の状況

〇〇（生年月日 平成〇年〇月〇日）

(2) 青森県知事保存本人確認情報（住所以外）の提供又は利用の状況

〇〇（生年月日 平成〇年〇月〇日）

2 本件処分に至る経緯について

本件開示請求から本件処分に至るまでの経緯は、次のとおりである。

(1) 審査請求人は、審査請求人の子である〇〇及び〇〇（以下「子2人」という。）の法定代理人として、本件開示請求を行った。

(2) 実施機関は、本人確認情報の提供又は利用の状況の開示は、厳格な本人確認のも行いう必要があるとして、審査請求人に対し、令和7年7月14日付け青市町村第290号により、次のとおり、法第77条第3項の規定による補正の求めを行った。

ア 求めた補正の内容

同封した「保有個人情報開示請求書」の「請求者」欄に子2人の情報を記載するか、本件開示請求に係る開示請求書に本人（子2人）の住所を追記した上

で、子2人それぞれの現住所を公的に確認できる書類を添付すること。

イ 補正の期限

補正を求める文書が審査請求人に到達してから21日以内。

(3) 審査請求人は、(2)の補正の求めに対し、子2人の転学前住所並びに代替方法（「法定代理人に関する書類は、現在、〇〇県〇〇市において開示訴訟中のため、必要に応じて同自治体にお問い合わせください。」のとおり、戸籍の附票の該当情報の提供が代替方法として事務要領上も認められており、必要に応じて同市へ照会願いたい旨の通知）を記載した書面（以下「補正連絡書面」という。）を令和7年7月25日付けで実施機関に提出した。

(4) 実施機関は、補正連絡書面の記載について、氏名及び生年月日で該当者を調査した上で、戸籍の附票に記載されている転学前住所（過去の住所の履歴）と照合すれば本人を特定できる趣旨の連絡であると推察した上で、戸籍の附票と転学前住所の照合については、住基法上、本人確認情報を利用することができる事務として規定されていないため実施することができないとして、審査請求人に対し、令和7年8月20日付け青市町村第372号により、次のとおり、法第77条第3項の規定による補正の求めを改めて行った。

ア 求めた補正の内容

(2)の補正の求めの際に同封した「保有個人情報開示請求書」の「請求者」欄に子2人の情報を記載するか、本件開示請求に係る開示請求書に本人（子2人）の現住所を追記した上で、子2人それぞれの現住所を公的に確認できる書類を添付すること。

イ 補正の期限

補正を求める文書が審査請求人に到達してから21日以内。

(5) 実施機関は、(4)の補正の求めに対して審査請求人から補正期限までに補正がなかったことから、本件処分を行った。

3 本件処分の妥当性について

実施機関は、本件開示請求に対し、相当な期間を定めて補正の求めを行ったが、期日までに補正がなかったとして、法第82条第2項の規定により、本件対象保有個人情報の全部を不開示とする決定をしていることから、以下、その妥当性について

検討する。

(1) 実施機関による補正の求めの妥当性について

審査請求人は、反論書において、実施機関による 2 (4) の補正の求めについて、当該補正が法的根拠に照らして適法、相当な内容か（本人特定の要件と補正要求の範囲）が争点となるのであって、法が要請するのは、開示請求に係る「本人」を合理的に特定することであり、常に住所等の記載を求めなければ本人が特定ができないというものではない旨主張していることから、以下、実施機関が審査請求人に下記の事項について補正を求めたことの妥当性について検討する。

- ・補正事項 1 本人（子 2 人）の現住所の追記
- ・補正事項 2 本人（子 2 人）の現住所を公的に確認できる書類の添付

ア 本人（子 2 人）の現住所の追記を求めたことの妥当性について

- (ア) 法第76条第 2 項は、未成年者若しくは成年後見人の法定代理人は、本人に代わって保有個人情報の開示を請求できる旨規定している。
- (イ) また、法第77条第 1 項及び第 2 項は、開示請求書には開示請求をする者の氏名及び住所等を記載すること、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であることを示す書類の提出をしなければならない旨規定している。
- (ウ) さらに、規則第 4 条が定める開示請求書（第 1 号様式）では、法定代理人が請求する場合には、本人の住所又は居所を記載するよう求めている。
- (エ) これらの規定等に照らすと、実施機関が審査請求人に対し、開示請求書に本人（子 2 人）の現住所を追記するよう求めたことは、法令に基づく適正な手続であり、妥当なものと認められる。

イ 本人（子 2 人）の現住所を公的に確認できる書類の添付を求めたことの妥当性について

- (ア) 実施機関は、当該書類の添付を求めた理由について、審査請求人から提出のあった別件の開示請求書（弁明書の添付書類⑦）に、いわゆる「DV 支援措置」の加害者であること及び本人（子 2 人）と別居していることをうかがわせる記述があったことから、より厳密かつ慎重に本人（子 2 人）の現住所を確認する必要があった旨説明している。
- (イ) 法第77条第 2 項及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「法施行令」という。）第22条第 3 項は、法定代理人が開示請求をする場合には、法定代理人の資格を証明する書類を提出しなければならない旨規定している。

また、民法（明治29年法律第89号）第108条第 2 項は、代理人と本人との利益が相反する行為については、代理権を有しない者がした行為とみなす旨規定している。

- (ウ) したがって、法定代理人が本人と利益相反の関係にある場合には、法定代理

人に代理権があるとは認められないから、法定代理人から開示請求があった際に、代理権を有しているかどうかを確認するため、本人と利益相反の関係にならないことを証明する資料についても提出させる必要があると認められる。

(エ) 事務対応ガイド(6-1-2-2(2)②)にも、「なりすましや利益相反の防止といった観点からは、法定代理人からの申請があった場合において、適切に本人確認を行うことなどにより、本人の権利利益を損なうことのないよう対応することが必要である。」との留意事項が示されており、利益相反の関係にならないことを確認するため、追加で本人確認書類の提出を求める場合があることを想定していると解される。

(オ) 上記(ア)の別件の開示請求書の内容を見分したところ、「私を支援措置の相手方(加害者)として記載した」等の記載があることが認められ、本人確認情報の提供又は利用の状況の開示を求める本件開示請求において、審査請求人と本人(子2人)は、利益相反の関係にある可能性がうかがわれた。そのため、審査請求人が有効な代理権を有していないことも想定される状況にあったことから、利益相反の事実がないことの裏付けとして、実施機関が本人(子2人)の現住所を公的に確認できる書類の提出を求めることは、法第77条第2項及び法施行令第22条第3項の趣旨に合致する適切な対応であったと評価できる。

(カ) よって、実施機関が審査請求人に対し、本人(子2人)の現住所を公的に確認できる書類の添付を求めたことは、適正な手続であり、妥当なものであると認められる。

ウ 小括

以上のとおり、実施機関が行った補正の求め(補正事項1及び2)は、適正な手続であり、妥当なものであると認められる。

(2) 審査請求人が主張する代替方法の提示によって、有効な補正が行われたと認められるか

審査請求人は、反論書において、代替方法を含めた本人特定の手段がある場合に、審査請求人による継続的な補正、協力をどこまで考慮すべきかが争点になるのである。あって、実施機関の補正の求めに対して補正連絡書面を提出したことにより、実施機関が求める正確な現在の住所等を既に提示しているのであるから、既に補正を行っている旨主張している。このほか、審査請求人は、実施機関が現時点でなお現在の住所等を把握できていないとすれば、それは審査請求人の不備ではなく、実施機関の代替方法の履行、確認手続に瑕疵があるとも主張している。

そこで、審査請求人が主張する代替方法の提示によって、実施機関の求めに応じた有効な補正が行われたと認められるかどうか検討する。

ア 審査請求人が主張する代替方法は、「法定代理人に関する書類は、〇〇県〇〇市において開示訴訟中のため、必要に応じて同自治体にお問い合わせください

い。」というものである。

イ この代替方法について、審査請求人は反論書において、戸籍の附票に係る該当情報の提供が代替的方法として事務要領上も認められており、判例においても明確に示されている旨主張している。しかし、当該「事務要領」及び「判例」を当審査会に提示の上、その内容について具体的に説明するよう審査請求人に求めたが、審査請求人からは、これまで何の説明もなかったところであり、その主張の根拠は明らかになっていない。

ウ そもそも、本人（子２人）の現住所の記載及び現住所を公的に確認できる書類の提出は、前述のとおり、利益相反防止の観点からも、本件開示請求を行う審査請求人が行うべきものであること、加えて、審査請求人から、実施機関が審査請求人のかわりに〇〇県〇〇市に照会することができる根拠について提示がないことからすると、審査請求人が主張する代替方法の提示によって、有効な補正が行われたと認めることはできない。

(3) 補正の期間は相当と認められるか

審査請求人は、実施機関が「当該期日までに補正がなかった」として本件処分を行ったのだとしても、当該期限が法令上の不変期間等として明確に位置付けられていない限り、提出された補正の内容を実質的に審理せずに排斥することは相当ではない旨主張していることから、以下、実施機関が設定した補正期間が相当と認められるかどうか検討する。

ア 法第77条第3項は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる旨規定している。

この「相当の期間」については、事務対応ガイド（6-1-2-3(2)）において、「行政手続法第7条に規定する「相当の期間」と同義であり、当該補正をするのに社会通念上必要とされる期間を意味し、個別の事案に応じて行政機関の長等が判断する。」とされている。

イ 実施機関は、補正の期限を、補正を求める文書が審査請求人に到達してから21日以内と定めているが、審査請求人が本人（子２人）と利益相反の関係にないのであれば、本人（子２人）の現住所を公的に確認する書類を関係自治体から入手し、実施機関に郵送するまでに必要な期間としては十分なものと認められるから、実施機関が設定した補正の期間は相当と認められる。

(4) 小括

以上のとおり、実施機関による補正の求めは適正なものであり、審査請求人から提出のあった補正連絡書面について、期限までに有効な補正が行われたとは認められないから、本件処分は妥当なものと認められる。

4 その他

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 結論

以上のとおり、本件処分は妥当であるので、第1のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
令和 7 年12月 3 日	・ 実施機関からの諮問書及び弁明書を受理した。
令和 7 年12月27日	・ 審査請求人からの反論書を受理した。
令和 8 年 2 月20日 (第179回審査会)	・ 審査を行った。
令和 8 年 3 月24日 (第180回審査会)	・ 審査を行った。
令和 8 年 3 月31日	・ 実施機関に対して書面の提出要求を行った。 ・ 審査請求人に対して書面の提出要求を行った。
令和 8 年 4 月13日	・ 諮問実施機関からの書面を受理した。
令和 8 年 4 月24日 (第181回審査会)	・ 審査を行った。
令和 8 年 5 月22日 (第182回審査会)	・ 審査を行った。
令和 8 年 6 月26日 (第183回審査会)	・ 審査を行った。
令和 8 年 7 月24日 (第184回審査会)	・ 審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
加藤 徳子	消費生活アドバイザー	
金子 輝雄	公立大学法人青森公立大学経営経済学部教授	
渋谷 美羽	国立大学法人弘前大学人文社会科学部講師	
奈良 亜希乃	弁護士	会長職務代理者
熨斗 佑城	弁護士	会長

（令和8年7月29日現在）